

熊本県中小・小規模事業者生産性・売上げ向上後押し事業補助金（第2弾）交付要綱

熊本県商工会連合会 会長 笠 愛一郎

（通則）

第1条 熊本県中小・小規模事業者生産性・売上げ向上後押し事業補助金（第2弾）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。）、熊本県補助金等交付規則（昭和56年7月23日規則第34号。以下「規則」という。）、熊本県商工労働補助金等交付要項、熊本県中小・小規模事業者生産性・売上げ向上後押し事業補助金（第2弾）交付要領その他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（補助金の交付の対象）

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、熊本県内に主たる事業所を有する中小企業者等（法人・個人）であって、次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 別表に掲げる国・県の補助事業（過去に本補助金の交付対象となったものを除く）について、令和6年5月23日以降に、採択を受け、かつ、交付の確定を受けていること。
- (2) 令和7年9月4日以降に、全従業員の賃金を令和7年度の熊本県最低賃金を超える額（時間額1,035円以上）に引き上げていること。なお、ここでいう「従業員」には、役員、個人事業主本人、事業専従者及び産休・育休・介護休業・休職中の従業員等を含まない。また、既に最低賃金を超えていた場合は、更なる賃金引き上げを行った場合に対象とする。
- (3) 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトに登録していること。

（補助対象経費・補助金額及び補助率等）

第3条 補助金の補助対象経費及び補助金額については、次のとおりとし、補助率及び補助上限額は別表のとおりとする。

- (1) 補助対象経費
国・県の補助事業に係る補助対象経費
- (2) 補助金額
前号の補助対象経費に別表に掲げる補助率を乗じて得た額。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする

（交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、別記第1号様式に定める交付申請書（以下「申請書」という。）に次の各号に定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 同意・誓約書（別記第2号様式）
 - (2) その他会長が必要と定める書類
- 2 会長が指定する電子申請システムを利用して申請を行う場合は、当該電子申請をもって申請書及び同意・誓約書の提出があったものとみなす。

（交付の決定及び確定等）

第5条 会長は、前条に定める申請書及び添付書類の提出があったときは、内容審査を行い、適當と認めた場合は、補助金の交付決定及び交付額の確定を行い、その金額を支払うものとする。

- 2 前項の規定による補助金の交付決定通知及び交付額の確定通知は、別記第3号様式により行うものとする。

（不交付の決定）

第6条 会長は、前条第1項の内容審査を行い、第2条に定める要件に該当しないと認めた場合は、補助金の不交付決定を行い、その通知は別記第4号様式により行うものとする。

(実績報告)

第7条 規則第13条に規定する実績報告は、第4条に定める申請書及び添付書類の提出をもって行ったものとする。

(請求)

第8条 規則第16条に規定する請求は、第4条に定める申請書及び添付書類の提出をもって行う。

(交付の取消し及び補助金の返還)

第9条 補助事業者は、国・県の補助事業の交付確定後に、偽りその他不正の手段等により交付の取消し等の措置をうけた場合には、別記第5号様式に添付書類を添えて、会長に提出しなければならない。

2 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条の交付の決定及び確定を取り消すことができる。

(1) 補助事業者から、前項の規定により別記5号様式の提出があった場合

(2) 補助事業者が別記第2号様式の記載事項に違反した場合

3 前項の規定による補助金の再交付（取消し）決定及び再確定通知は、別記第6号様式により行うものとする。

4 会長は、第2項の規定による取消しをした場合において、すでに補助金が交付されているときは、補助金の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年（2026年）1月26日から施行する。

別表

補助事業名	枠名 コース名	補助率	補助上限額(円)
小規模事業者持続化補助金	通常枠 インボイス特例	7/30	175,000
			350,000
	特別枠 賃上げ枠のうち赤字事業者（インボイス特例なし） インボイス特例 賃上げ枠のうち赤字事業者（インボイス特例あり）	7/30	700,000
		3/20	400,000
		7/30	875,000
		3/20	500,000
小規模事業者持続化補助金 (第17回～)	一般型 通常枠 インボイス特例 賃金引上げ特例 上記特例の要件とともに満たす事業者 賃金引上げ特例のうち赤字事業者	7/30	175,000
		7/30	350,000
		7/30	700,000
		7/30	875,000
		3/20	500,000
	一般型 災害支援枠	7/30	700,000
	創業型 インボイス特例	7/30	700,000
		7/30	875,000
ものづくり・商業・サービス 生産性向上促進補助金	省力化（オーダーメイド）枠 小規模・再生・補助率引上げ特例	2/5	2,000,000
	製品・サービス高付加価値化枠 小規模・再生・補助率引上げ特例 新型コロナ回復加速特例 成長分野進出類型（DX・GX）	7/30	2,000,000
		7/30	2,000,000
		7/30	2,000,000
	グローバル枠 小規模・補助率引上げ特例	2/5	2,000,000
		7/30	2,000,000
I T導入補助金 ／デジタル化・AI導入補助金	通常枠 地域別最低賃金近傍の事業者	2/5	2,000,000
		7/30	1,575,000
	インボイス枠 50万円以内 50万円以内（小規模事業者） PC・レジ等 電子取引類型	7/30	1,225,000
		3/20	100,000
		1/10	62,000
		2/5	160,000
		7/30	1,225,000
中小企業省力化投資補助金	カタログ注文型	2/5	2,000,000
	一般型 小規模・再生・最低賃金引上げ特例	2/5	2,000,000
		7/30	2,000,000
事業再構築補助金	成長分野進出枠（通常類型） 大規模賃上げ	2/5	2,000,000
	成長分野進出枠（GX進出類型） 大規模賃上げ	7/30	2,000,000
		2/5	2,000,000
	コロナ回復加速化枠（通常類型） 従業員51人以上の場合	7/30	2,000,000
		3/20	2,000,000
		3/20	2,000,000
	コロナ回復加速化枠（最低賃金類型） 債務の借り換えを行っていない場合	7/30	2,000,000
		7/30	2,000,000
事業承継・引継ぎ補助金	経営革新枠（創業支援類型・経営者交代類型・M&A類型） 補助率に関する補助対象者の要件該当者	2/5	2,000,000
	7/30	2,000,000	
事業承継・M&A補助金	事業承継促進枠	2/5	2,000,000
	小規模事業者	7/30	2,000,000
中小企業新事業進出補助金		2/5	2,000,000
中小企業成長加速化補助金		2/5	2,000,000
大規模成長投資補助金 (中小企業者に限る)		17/30	2,000,000
業務改善助成金 (令和7年度事業以降のものに限る)	事業場内最低賃金が1,000円未満の場合	1/10	750,000
	事業場内最低賃金が1,000円以上の場合	3/20	1,200,000
くまもと型小規模事業者 経営発展支援事業補助金		7/30	700,000
後継ぎ応援事業補助金		7/30	350,000

※国・県の補助事業における対象経費について、国・県の補助率と本補助金による補助率を合わせて9/10、補助上限額を200万円とする。ただし、国・県の補助事業に補助上限額が設定されている場合は、その上限額までの対象経費を基に算出する。